

指定管理者の指定について(相模原市営斎場)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

- 1 管理を行わせる施設の名称  
相模原市営斎場
- 2 指定管理者  
所在地 相模原市中央区鹿沼台1丁目9番15号  
名称 相模トライアム・五輪・宮本工業所企業体
- 3 指定の期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

提案の理由

相模原市営斎場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

## 議案第123号関係資料(その1)

### 相模トライアム・五輪・宮本工業所企業体の概要

#### 1 構成員

相模原市中央区鹿沼台1丁目9番15号

相模トライアム株式会社

富山県富山市奥田新町12番3号

株式会社宮本工業所

富山県富山市奥田新町12番3号

株式会社五輪

#### 2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
相模トライアム株式会社	平成6年5月12日 設立
	平成6年11月16日 駐労相模管財株式会社から相模トライアム株式会社に改称
株式会社宮本工業所	昭和34年4月1日 設立
株式会社五輪	昭和55年7月17日 設立

#### 3 規模

構成員	従業員数等	資本金
相模トライアム株式会社	役員 5名	52,500千円
	従業員 358名	
株式会社宮本工業所	役員 7名	50,000千円
	従業員 218名	
株式会社五輪	役員 5名	20,000千円
	従業員 603名	

#### 4 事業概要等

##### (1) 事業概要

構成員	事業概要
	ア ビル総合管理業
	イ 建築物の環境衛生管理業務

相模トライアム株式会社	ウ 建築物の各種設備機器の保守管理及び修理業務 エ 総合警備保障業務 オ 受付、案内及び電話交換業務の請負 カ マンションの総合管理業務 キ 医療施設の保守、管理及び清掃業務 ク 道路及び公園の植栽、清掃その他環境整備業務 ケ 建築一式及び造園工事業 コ 駐車場の経営及び管理
株式会社宮本工業所	ア 工業窯炉の設計及び工事請負 イ 焼却炉の設計及び工事請負 ウ 土木建築工事請負及び設計監督 エ 焼却炉並びにその附帯施設及び設備の運営及び維持管理 オ 人材派遣業 カ 一般貨物自動車運送事業 キ アからカまでに附帯する一切の業務
株式会社五輪	ア 斎場の運営及び保守管理 イ 工業窯炉、焼却炉及びその附帯設備機器の設計、施工、販売及び管理 ウ 築炉工事の設計、施工及び請負 エ 人材派遣業 オ アからエまでに附帯する一切の業務

(2) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
相模トライアム株式会社	相模原市宮斎場の総合管理業務及び清掃業務の受託 (平成4年10月から現在に至る。)
	ア 新潟市白根斎場の指定管理者(平成18年12月から現在に至る。) イ 栃木市斎場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。) ウ 大田原市火葬場の指定管理者(平成25年4月から

株式会社宮本工業所	<p>現在に至る。)</p> <p>エ 勝浦市かつうら聖苑の指定管理者(平成25年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 熊本市斎場の指定管理者(平成25年4月から現在に至る。)</p> <p>※ イからオまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
株式会社五輪	<p>ア 高松市やすらぎ苑の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 平塚市聖苑の指定管理者(平成20年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 栃木市斎場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>エ 大田原市火葬場の指定管理者(平成25年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 勝浦市かつうら聖苑の指定管理者(平成25年4月から現在に至る。)</p> <p>※ イからオまでについては、共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 議案第 1 2 3 号関係資料(その 2)

### 相模原市営斎場の指定管理者の選考について

#### 1 選考理由

相模トライアム・五輪・宮本工業所企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準をおおむね満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

#### 2 選考までの経過

- (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

- (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成 26 年 6 月 2 日から同年 7 月 4 日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成 26 年 7 月 11 日(参加数 11 団体)

ウ 申請の受付 平成 26 年 7 月 28 日から同年 8 月 29 日まで(申請数 3 団体)

- (3) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
さがみはら斎苑管理グループ	三重県四日市市朝日町 1 番 4 号
社会福祉法人相模更生会	相模原市中央区小山 3 4 2 9 番地

- (4) 選考

平成 26 年 10 月 7 日に、申請のあった 3 団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原市営斎場指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(大学教授)及び委員(公認会計士1名、民間事業者1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	40	22
	利用者サービス水準の確保と向上	40	34
	施設等の維持管理の計画・内容	40	38
	年間事業計画の理念・内容	40	30
	団体独自の発想に基づく提案(提案事業)	40	20
	管理に必要な人員の配置	40	34
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	28
	収支計画	40	16
	小 計	320	222
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	20	15
	組織・人員体制	20	14
	雇用及び労働条件	20	14
	申請団体の事業実績	100	100
	施設の安全管理、衛生管理、危機管理等の体制	40	20
	個人情報保護及び情報公開の仕組み・体制	160	128
	公共性・非営利性への取組	20	14
	法令等の遵守	20	10
	小 計	400	315
その他			
	交通渋滞等への対応	20	10
	災害時の体制	20	18

内 訳	応急対応の体制	20	10
	待合室業務の委託及び売店等の目的外使用に対する配慮	20	10
	小 計	80	48
小 計		800	585
経費削減に対する評価		40	0
合 計		840	585

備考

- 1 事業計画・収支予算、管理を行う能力及びその他に係る評価(以下「事業計画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、合計400点とした。
- 2 経費削減に対する評価に関する得点(以下「経費削減に係る得点」という。)は、事業計画・収支予算等評価に関する配点の合計の5パーセントを上限とし、次のとおり算出した。

$$\text{経費削減に係る得点} = (\text{提案に当たっての上限額(年額)} - \text{提案額(年額)}) \div \text{提案に当たっての上限額(年額)} \times 100$$

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	合計得点
さがみはら斎苑管理グループ	452
社会福祉法人相模更生会	356

(ウ) 申請のあった3団体について、配点の合計(840点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
相模トライアム・五輪・宮本工業所企業体	69.6
さがみはら斎苑管理グループ	53.8
社会福祉法人相模更生会	42.3

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(橋本駅北口第1自転車駐車場他5施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

1 管理を行わせる施設の名称

橋本駅北口第1自転車駐車場、橋本駅北口第2自転車駐車場、橋本駅南口第1  
自転車駐車場、橋本駅南口第2自転車駐車場、橋本駅北口第1自動車駐車場及び  
橋本駅北口第2自動車駐車場

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号

名称 緑区市営駐車場運営共同企業体

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

提案の理由

橋本駅北口第1自転車駐車場、橋本駅北口第2自転車駐車場、橋本駅南口第1  
自転車駐車場、橋本駅南口第2自転車駐車場、橋本駅北口第1自動車駐車場及び  
橋本駅北口第2自動車駐車場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和  
22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第 1 2 4 号関係資料(その 1)

緑区市営駐車場運営共同企業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号  
 公益財団法人相模原市まち・みどり公社  
 相模原市中央区南橋本 1 丁目 5 番 1 号  
 株式会社ギオン

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
	平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
株式会社ギオン	昭和 4 7 年 5 月 2 0 日 設立
	平成 1 3 年 1 月 5 日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 1 3 名	基本財産 2 0 6 , 5 7 8 千円
	職員 1 3 1 名	
株式会社ギオン	役員 5 名	資本金 4 6 , 7 2 0 千円
	従業員 1 , 2 7 5 名	

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要

<p>公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社</p>	<p>ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>株式会社ギオン</p>	<p>ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。) イ 貨物利用運送事業 ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業 エ 一般貨物のこん包に関する業務 オ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業 カ 一般廃棄物の収集及び運搬業 キ 自動車部品及び自動車用品の販売 ク 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業 ケ 搬送装置製造販売 コ 公共施設の維持・管理に関する事業の受託 サ スポーツ施設の運営及び管理業務 シ ガソリン・軽油・潤滑油その他石油類の販売 ス 警備業 セ 清掃業 ソ 労働者派遣事業 タ アからソまでに附帯する一切の業務</p>

(2) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
	<p>ア 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場並びに谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場及び相模大野駅西側自転車駐車場を除く有料自転車駐車場 11 施設の指定管理者(平成 18 年 4 月から現</p>

<p>公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社</p>	<p>在に至る。)</p> <p>イ 谷口北口自転車駐車場及び谷口南口自転車駐車場の指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模大野駅西側自転車駐車場の指定管理者(平成23年10月から現在に至る。)</p> <p>エ 相模原市営自動車駐車場のうち、小田急相模原駅自動車駐車場及び相模大野駅西側自動車駐車場を除く4施設の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 小田急相模原駅自動車駐車場の指定管理者(平成19年12月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
<p>株式会社ギオン</p>	<p>ア 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場を除く有料自転車駐車場14施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市営自動車駐車場のうち、相模大野駅西側自動車駐車場を除く5施設の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 議案第124号関係資料(その2)

橋本駅北口第1自転車駐車場、橋本駅北口第2自転車駐車場、橋本駅南口第1自転車駐車場、橋本駅南口第2自転車駐車場、橋本駅北口第1自動車駐車場及び橋本駅北口第2自動車駐車場の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

緑区市営駐車場運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成26年6月2日から同年7月4日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成26年6月16日(参加数 9団体)

ウ 申請の受付 平成26年7月16日から同年8月19日まで(申請数 2団体)

#### (3) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
ODS・MiDiコミュニティ相模原	東京都新宿区西新宿1丁目1番3号

#### (4) 選考

平成26年10月8日に、申請のあった2団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された橋本駅北口第1自転車駐車場、橋本駅北口第2自転車駐車場、橋本駅南口第1自転車駐車場、橋本駅南口第2自転車駐車場、橋本駅北口第1自動車駐車場及び橋本駅北口第2自動車駐車場に係

る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(大学教授1名、特定社会保険労務士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	18.0
	市民サービス水準の確保	30	24.0
	施設等の維持管理の計画・内容	40	34.0
	年間事業計画の理念・内容	40	32.0
	団体独自の発想に基づく提案	30	30.0
	管理に必要な人員の配置	40	28.0
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	34.0
	収支計画	40	28.0
	小 計	280	228.0
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	30	30.0
	組織・人員体制	30	22.5
	雇用及び労働条件	20	14.0
	申請団体の事業実績	40	40.0
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	30.0
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	13.0
	公共性への取組	20	19.0
	法令等の遵守	20	16.0
	小 計	220	184.5
小 計	500	412.5	

経費削減に対する評価	25	0.0
合 計	525	412.5

備考

- 1 事業計画・収支予算及び管理を行う能力に係る評価(以下「事業計画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、合計375点とした。
- 2 経費削減に対する評価に関する得点(以下「経費削減に係る得点」という。)は、事業計画・収支予算等評価に関する配点の合計の5パーセントを上限とし、次のとおり算出した。

$$\text{経費削減に係る得点} = (\text{提案に当たっての上限額(年額)} - \text{提案額(年額)}) \div \text{提案に当たっての上限額(年額)} \times 100$$

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	合計得点
ODS・MIDIコミュニティ相模原	388.0

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(525点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
緑区市営駐車場運営共同企業体	78.5
ODS・MIDIコミュニティ相模原	73.9

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

指定管理者の指定について(相模原駅北口自転車駐車場他5施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模原駅北口自転車駐車場、相模原駅南口自転車駐車場、矢部駅北口自転車駐車場、淵野辺駅南口第1自転車駐車場、淵野辺駅南口第2自転車駐車場及び相模原駅自動車駐車場

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号

名称 中央区市営駐車場運営共同企業体

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

提案の理由

相模原駅北口自転車駐車場、相模原駅南口自転車駐車場、矢部駅北口自転車駐車場、淵野辺駅南口第1自転車駐車場、淵野辺駅南口第2自転車駐車場及び相模原駅自動車駐車場の指定管理者を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議案第 1 2 5 号関係資料(その 1)

中央区市営駐車場運営共同企業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号  
 公益財団法人相模原市まち・みどり公社  
 相模原市中央区南橋本 1 丁目 5 番 1 号  
 株式会社ギオン

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立
	昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称
	平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行
	平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
株式会社ギオン	昭和 4 7 年 5 月 2 0 日 設立
	平成 1 3 年 1 月 5 日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称

3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 1 3 名	基本財産 2 0 6 , 5 7 8 千円
	職員 1 3 1 名	
株式会社ギオン	役員 5 名	資本金 4 6 , 7 2 0 千円
	従業員 1 , 2 7 5 名	

4 事業概要等

(1) 事業概要

構成員	事業概要

<p>公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社</p>	<p>ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業 イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業 ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業 エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業 オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>株式会社ギオン</p>	<p>ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。) イ 貨物利用運送事業 ウ 倉庫業及び配送センター管理運営業 エ 一般貨物のこん包に関する業務 オ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業 カ 一般廃棄物の収集及び運搬業 キ 自動車部品及び自動車用品の販売 ク 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業 ケ 搬送装置製造販売 コ 公共施設の維持・管理に関する事業の受託 サ スポーツ施設の運営及び管理業務 シ ガソリン・軽油・潤滑油その他石油類の販売 ス 警備業 セ 清掃業 ソ 労働者派遣事業 タ アからソまでに附帯する一切の業務</p>

(2) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
	<p>ア 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場並びに谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場及び相模大野駅西側自転車駐車場を除く有料自転車駐車場 11 施設の指定管理者(平成 18 年 4 月から現</p>

<p>公益財団法人相模 原市まち・みどり 公社</p>	<p>在に至る。)</p> <p>イ 谷口北口自転車駐車場及び谷口南口自転車駐車場の 指定管理者(平成23年4月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模大野駅西側自転車駐車場の指定管理者(平成23 年10月から現在に至る。)</p> <p>エ 相模原市営自動車駐車場のうち、小田急相模原駅自 動車駐車場及び相模大野駅西側自動車駐車場を除く4 施設の指定管理者(平成18年4月から現在に至る。)</p> <p>オ 小田急相模原駅自動車駐車場の指定管理者(平成19 年12月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者(平成25 年3月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
<p>株式会社ギオン</p>	<p>ア 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車 場を除く有料自転車駐車場14施設の指定管理者(平 成24年4月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市営自動車駐車場のうち、相模大野駅西側自 動車駐車場を除く5施設の指定管理者(平成24年4 月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者(平成25 年3月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>

## 議案第125号関係資料(その2)

相模原駅北口自転車駐車場、相模原駅南口自転車駐車場、矢部駅北口自転車駐車場、淵野辺駅南口第1自転車駐車場、淵野辺駅南口第2自転車駐車場及び相模原駅自動車駐車場の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

中央区市営駐車場運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点(得点内容は、2(3)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

- (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

- (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成26年6月2日から同年7月4日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成26年6月20日(参加数 12団体)

ウ 申請の受付 平成26年7月16日から同年8月19日まで(申請数 1団体)

- (3) 選考

平成26年10月8日に、申請のあった団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模原駅北口自転車駐車場、相模原駅南口自転車駐車場、矢部駅北口自転車駐車場、淵野辺駅南口第1自転車駐車場、淵野辺駅南口第2自転車駐車場及び相模原駅自動車駐車場に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(大学教授1名、特定社会保険労務士1名、

市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	19.0
	市民サービス水準の確保	30	24.0
	施設等の維持管理の計画・内容	40	34.0
	年間事業計画の理念・内容	40	30.0
	団体独自の発想に基づく提案	30	30.0
	管理に必要な人員の配置	40	30.0
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	32.0
	収支計画	40	28.0
	小 計	280	227.0
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	30	30.0
	組織・人員体制	30	22.5
	雇用及び労働条件	20	13.0
	申請団体の事業実績	40	40.0
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	34.0
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	14.0
	公共性への取組	20	19.0
	法令等の遵守	20	14.0
	小 計	220	186.5
小 計	500	413.5	
経費削減に対する評価		25	0.0
合 計		525	413.5

備考

- 1 事業計画・収支予算及び管理を行う能力に係る評価(以下「事業計

画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、合計375点とした。

- 2 経費削減に対する評価に関する得点(以下「経費削減に係る得点」という。)は、事業計画・収支予算等評価に関する配点の合計の5パーセントを上限とし、次のとおり算出した。

$$\text{経費削減に係る得点} = (\text{提案に当たっての上限額(年額)} - \text{提案額(年額)}) \\ \div \text{提案に当たっての上限額(年額)} \times 100$$

- (イ) 申請のあった団体について、配点の合計(525点)を100点満点に換算した場合の得点は、78.7点(小数点以下1位未満切捨て)である。

指定管理者の指定について(相模大野駅北口自転車駐車場他7施設)  
次のとおり、指定管理者を指定する。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

1 管理を行わせる施設の名称

相模大野駅北口自転車駐車場、谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場、  
相模大野駅西側自転車駐車場、相武台前駅北口自転車駐車場、相模大野立体駐車  
場、小田急相模原駅自動車駐車場及び相模大野駅西側自動車駐車場

2 指定管理者

所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号

名称 南区市営駐車場運営共同企業体

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

提案の理由

相模大野駅北口自転車駐車場、谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場、  
相模大野駅西側自転車駐車場、相武台前駅北口自転車駐車場、相模大野立体駐車  
場、小田急相模原駅自動車駐車場及び相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者  
を指定いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項  
の規定により提案するものである。

議案第 1 2 6 号関係資料(その 1)

南区市営駐車場運営共同企業体の概要

1 構成員

相模原市中央区富士見 6 丁目 6 番 2 3 号

公益財団法人相模原市まち・みどり公社

相模原市中央区南橋本 1 丁目 5 番 1 号

株式会社ギオン

東京都新宿区西新宿 1 丁目 2 6 番 2 号

野村不動産パートナーズ株式会社

2 設立年月日等

構成員	設立年月日等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	昭和 3 7 年 6 月 1 4 日 設立 昭和 4 9 年 4 月 1 日 財団法人相模原市開発公社から財団法人相模原市都市整備公社に改称 平成 2 3 年 4 月 1 日 公益財団法人に移行 平成 2 6 年 4 月 1 日 公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し、公益財団法人相模原市まち・みどり公社に改称
株式会社ギオン	昭和 4 7 年 5 月 2 0 日 設立 平成 1 3 年 1 月 5 日 祇園興業株式会社から株式会社ギオンに改称
野村不動産パートナーズ株式会社	昭和 5 2 年 4 月 1 日 設立 平成 1 2 年 7 月 1 日 野村ビル総合管理株式会社から野村ビルマネジメント株式会社に改称 平成 2 6 年 4 月 1 日 野村リビングサポート株式会社と合併し、野村不動産パートナーズ株式会社に改称

### 3 規模

構成員	職員数等	基本財産等
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	役員 13名	基本財産 206,578千円
	職員 131名	
株式会社ギオン	役員 5名	資本金 46,720千円
	従業員 1,275名	
野村不動産パートナーズ株式会社	役員 11名	資本金 100,000千円
	従業員 3,349名	

### 4 事業概要等

#### (1) 事業概要

構成員	事業概要
公益財団法人相模原市まち・みどり公社	<p>ア 都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業</p> <p>イ 都市施設その他の都市環境の形成に必要な用地の整備に関する事業</p> <p>ウ 都市機能の維持及び増進に関する事業</p> <p>エ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興に関する事業</p> <p>オ みどり豊かなまちづくりの推進に関する事業</p> <p>カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
株式会社ギオン	<p>ア 一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む。)</p> <p>イ 貨物利用運送事業</p> <p>ウ 倉庫業及び配送センター管理運營業</p> <p>エ 一般貨物のこん包に関する業務</p> <p>オ 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業</p> <p>カ 一般廃棄物の収集及び運搬業</p> <p>キ 自動車部品及び自動車用品の販売</p> <p>ク 映像音響機器及び周辺機器の開発、製作及び販売業</p> <p>ケ 搬送装置製造販売</p> <p>コ 公共施設の維持・管理に関する事業の受託</p> <p>サ スポーツ施設の運営及び管理業務</p>

	<p>シ ガソリン・軽油・潤滑油その他石油類の販売</p> <p>ス 警備業</p> <p>セ 清掃業</p> <p>ソ 労働者派遣事業</p> <p>タ アからソまでに附帯する一切の業務</p>
野村不動産パートナーズ株式会社	<p>ア 不動産の総合管理及び運営業務</p> <p>イ 不動産の管理等に関するコンサルタント業務</p> <p>ウ 建物、建物附属設備、施設等の建築、修繕更新等に係る工事の請負・設計・施工及びこれらのあっせん・助言</p> <p>エ 植栽等の造園工事の請負並びに監理及び施工</p> <p>オ 建物及び建物附属設備の管理業務における要員等の派遣</p> <p>カ 特定労働者派遣事業</p> <p>キ 建物内外の総合警備業</p> <p>ク 不動産の賃貸借、売買、仲介及びあっせん</p> <p>ケ 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>コ ハウスクリーニング等マンション専有部分に係るサービス業務</p> <p>サ 電力サービス事業</p> <p>シ クリーニング、引越等のサービス及び取次</p> <p>ス 家具、照明、インテリア用品等の販売及び設置並びにインテリアコーディネート業務</p> <p>セ 介護要員のあっせん及び紹介並びに介護用品の販売及びリース</p> <p>ソ 電気通信事業法による電気通信事業</p> <p>タ 不動産の管理用品、一般日用雑貨・食料品、煙草・印紙・切手、清涼飲料等の販売</p> <p>チ アからタまでに附帯する一切の業務</p>

(2) 公共的施設の主な管理実績

構成員	管理実績
-----	------

<p>公益財団法人相模原市まち・みどり公社</p>	<p>ア 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場並びに谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場及び相模大野駅西側自転車駐車場を除く有料自転車駐車場 11 施設の指定管理者(平成 18 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>イ 谷口北口自転車駐車場及び谷口南口自転車駐車場の指定管理者(平成 23 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模大野駅西側自転車駐車場の指定管理者(平成 23 年 10 月から現在に至る。)</p> <p>エ 相模原市営自動車駐車場のうち、小田急相模原駅自動車駐車場及び相模大野駅西側自動車駐車場を除く 4 施設の指定管理者(平成 18 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>オ 小田急相模原駅自動車駐車場の指定管理者(平成 19 年 12 月から現在に至る。)</p> <p>カ 相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者(平成 25 年 3 月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
<p>株式会社ギオン</p>	<p>ア 相模原市営自転車駐車場のうち、路上等自転車駐車場を除く有料自転車駐車場 14 施設の指定管理者(平成 24 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模原市営自動車駐車場のうち、相模大野駅西側自動車駐車場を除く 5 施設の指定管理者(平成 24 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>ウ 相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者(平成 25 年 3 月から現在に至る。)</p> <p>※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者</p>
<p>野村不動産パートナーズ株式会社</p>	<p>ア 相模大野駅北口自転車駐車場、谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場、相模大野駅西側自転車駐車場及び相武台前駅北口自転車駐車場の指定管理者(平成 24 年 4 月から現在に至る。)</p> <p>イ 相模大野立体駐車場及び小田急相模原駅自動車駐車</p>

場の指定管理者(平成24年4月から現在に至る。)

ウ 相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者(平成25年3月から現在に至る。)

※ いずれも共同企業体の構成員としての指定管理者

## 議案第126号関係資料(その2)

相模大野駅北口自転車駐車場、谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場、相模大野駅西側自転車駐車場、相武台前駅北口自転車駐車場、相模大野立体駐車場、小田急相模原駅自動車駐車場及び相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理者の選考について

### 1 選考理由

南区市営駐車場運営共同企業体(以下「候補団体」という。)を指定管理者として選考した理由は、次のとおりである。

- (1) 評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い合計得点(得点内容は、2(4)イのとおり)を得たこと。
- (2) 各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- (3) 候補団体の経営状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

### 2 選考までの経過

#### (1) 指定管理者となる要件

法人その他の団体

#### (2) 指定管理者の公募

ア 募集要項の配布 平成26年6月2日から同年7月4日まで

イ 説明会及び現地見学会 平成26年6月17日(参加数 11団体)

ウ 申請の受付 平成26年7月16日から同年8月19日まで(申請数 2団体)

#### (3) 候補団体以外の申請団体

名 称	所 在 地
一般社団法人日本駐車場工学会	東京都港区西新橋2丁目8番1号

#### (4) 選考

平成26年10月8日に、申請のあった2団体による提案説明会を公開で実施し、それを踏まえ、引き続き開催された相模大野駅北口自転車駐車場、谷口北口自転車駐車場、谷口南口自転車駐車場、相模大野駅西側自転車駐車場、相武台前駅北口自転車駐車場、相模大野立体駐車場、小田急相模原駅自動車駐車

場及び相模大野駅西側自動車駐車場に係る指定管理者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、各選考委員が評価基準に基づき採点を行った。

ア 選考委員会の委員の構成

委員長(公認会計士)及び委員(大学教授1名、特定社会保険労務士1名、市職員2名) 計5名

イ 評価基準・評価結果

(ア) 委員5名の候補団体に対する評価基準に基づく評価結果は、次のとおりである。

評価項目		配点	得点
事業計画・収支予算			
内 訳	管理運営に対する基本方針、抱負等	20	20.0
	市民サービス水準の確保	30	25.5
	施設等の維持管理の計画・内容	40	34.0
	年間事業計画の理念・内容	40	34.0
	団体独自の発想に基づく提案	30	30.0
	管理に必要な人員の配置	40	32.0
	利用者満足度・利用者ニーズの把握	40	36.0
	収支計画	40	28.0
	小 計	280	239.5
管理を行う能力			
内 訳	申請団体の経営状況	30	30.0
	組織・人員体制	30	24.0
	雇用及び労働条件	20	14.0
	申請団体の事業実績	40	40.0
	施設の安全、衛生管理等の体制	40	32.0
	個人情報保護及び情報公開の体制	20	14.0
	公共性への取組	20	19.0
	法令等の遵守	20	16.0
	小 計	220	189.0
小 計	500	428.5	

経費削減に対する評価	25	0.0
合 計	525	428.5

備考

- 1 事業計画・収支予算及び管理を行う能力に係る評価(以下「事業計画・収支予算等評価」という。)に関する合計得点における最低基準得点は、合計375点とした。
- 2 経費削減に対する評価に関する得点(以下「経費削減に係る得点」という。)は、事業計画・収支予算等評価に関する配点の合計の5パーセントを上限とし、次のとおり算出した。

$$\text{経費削減に係る得点} = (\text{提案に当たっての上限額(年額)} - \text{提案額(年額)}) \div \text{提案に当たっての上限額(年額)} \times 100$$

(イ) 候補団体以外の申請団体の得点の合計は、次のとおりである。

名 称	合計得点
一般社団法人日本駐車場工学会	377.5

(ウ) 申請のあった2団体について、配点の合計(525点)を100点満点に換算した場合の得点は、次のとおりである。

名 称	得点
南区市営駐車場運営共同企業体	81.6
一般社団法人日本駐車場工学会	71.9

備考 小数点以下1位未満を切り捨てた。

議案第127号

当せん金付証券の発売限度額について

当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により、平成27年度における当せん金付証券の発売限度額について次のとおり定める。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

平成27年度の発売限度額 4,500,000,000円

提案の理由

平成27年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証券を発売するに当たり、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第4条第1項の規定により提案するものである。

平成26年度相模原市一般会計補正予算(第2号)

平成26年度相模原市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額259,459,000千円に歳入歳出それぞれ423,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259,882,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 地方交付税		千円 8,200,000	千円 363,000	千円 8,563,000
	5 地方交付税	8,200,000	363,000	8,563,000
80 繰越金		2,748,143	60,000	2,808,143
	5 繰越金	2,748,143	60,000	2,808,143
歳 入 合 計		259,459,000	423,000	259,882,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		千円 1,049,728	千円 14,000	千円 1,063,728
	5 議会費	1,049,728	14,000	1,063,728
10 総務費		23,364,333	74,000	23,438,333
	5 総務管理費	14,160,975	35,000	14,195,975
	10 徴税費	2,015,892	17,000	2,032,892
	13 市民生活費	6,444,873	8,000	6,452,873
	20 統計調査費	122,172	4,000	126,172
	25 人事委員会費	118,681	6,000	124,681
	30 監査費	184,480	4,000	188,480
15 民生費		110,895,140	378,000	111,273,140
	5 社会福祉費	46,399,887	255,000	46,654,887
	10 児童福祉費	40,255,417	106,000	40,361,417
	15 生活保護費	24,239,836	17,000	24,256,836
20 衛生費		23,297,451	△13,000	23,284,451
	5 保健衛生費	10,909,991	△130,000	10,779,991
	10 清掃費	11,689,030	97,000	11,786,030
	15 環境保全費	698,430	20,000	718,430
30 農林水産業費		878,576	△19,000	859,576
	5 農業費	759,294	△19,000	740,294
35 商工費		14,978,000	12,000	14,990,000
	5 商工費	14,978,000	12,000	14,990,000
40 土木費		32,175,607	△48,000	32,127,607
	5 道路橋りょう費	11,348,635	△34,000	11,314,635
	10 河川費	425,000	5,000	430,000
	15 都市計画費	17,492,790	△33,000	17,459,790
	20 公園費	1,844,313	14,000	1,858,313
45 消防費		8,244,161	13,000	8,257,161
	5 消防費	8,244,161	13,000	8,257,161
50 教育費		19,013,930	12,000	19,025,930
	5 教育総務費	4,612,307	6,000	4,618,307
	10 小学校費	5,247,903	△31,000	5,216,903
	15 中学校費	2,276,147	6,000	2,282,147
	20 社会教育費	3,217,060	12,000	3,229,060
	25 市民体育費	1,738,323	19,000	1,757,323
歳 出 合 計		259,459,000	423,000	259,882,000

平成26年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度相模原市国民健康保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額83,489,000千円に歳入歳出それぞれ5,000千円を追加し、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,494,000千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
35 繰入金		千円 9,994,000	千円 5,000	千円 9,999,000
	5 一般会計繰入金	9,994,000	5,000	9,999,000
歳 入	合 計	83,489,000	5,000	83,494,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		千円 918,000	千円 5,000	千円 923,000
	5 総務管理費	383,952	14,000	397,952
	10 徴税費	533,462	△9,000	524,462
歳 出 合 計		83,489,000	5,000	83,494,000

## 平成26年度相模原市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成26年度相模原市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度相模原市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
2 主要な建設改良事業			
（1） 公共下水道整備事業(管渠)	4,407,985千円	7,128千円	4,415,113千円
（5） 市設置高度処理型浄化槽整備事業	541,872千円	212千円	542,084千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 公共下水道事業収益	15,819,642千円	△552千円	15,819,090千円
第1項 公共下水道営業収益	11,274,387千円	△552千円	11,273,835千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽事業収益	63,331千円	212千円	63,543千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽営業外収益	45,331千円	212千円	45,543千円
支 出			
第1款 公共下水道事業費用	15,551,269千円	△552千円	15,550,717千円
第1項 公共下水道営業費用	12,668,299千円	△552千円	12,667,747千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽事業費用	175,570千円	212千円	175,782千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽営業費用	173,365千円	212千円	173,577千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 公共下水道資本的収入	7,581,261千円	7,128千円	7,588,389千円
第2項 公共下水道他会計負担金	2,556,255千円	7,128千円	2,563,383千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽資本的収入	554,349千円	212千円	554,561千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽他会計負担金	1,755千円	212千円	1,967千円
支 出			
第1款 公共下水道資本的支出	11,435,150千円	7,128千円	11,442,278千円
第1項 公共下水道建設改良費	4,441,985千円	7,128千円	4,449,113千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽資本的支出	543,628千円	212千円	543,840千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽建設改良費	541,872千円	212千円	542,084千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	756,278千円	7,000千円	763,278千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条中「4,562,000千円」を「4,569,000千円」に改める。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

平成 2 6 年度相模原市一般会計補正予算(第 3 号)

平成 2 6 年度相模原市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 2 5 9 , 8 8 2 , 0 0 0 千円に歳入歳出それぞれ 4 5 4 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6 0 , 3 3 6 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為補正)

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

(地方債補正)

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
55 国庫支出金		千円 46,735,851	千円 38,500	千円 46,774,351
	5 国庫負担金	35,462,842	15,000	35,477,842
	10 国庫補助金	11,079,552	23,500	11,103,052
75 繰入金		7,811,701	120,972	7,932,673
	10 基金繰入金	7,767,987	120,972	7,888,959
80 繰越金		2,808,143	68,528	2,876,671
	5 繰越金	2,808,143	68,528	2,876,671
90 市債		28,581,200	226,000	28,807,200
	5 市債	28,581,200	226,000	28,807,200
歳 入 合 計		259,882,000	454,000	260,336,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		千円 23,438,333	千円 107,400	千円 23,545,733
	13 市民生活費	6,452,873	107,400	6,560,273
15 民生費		111,273,140	80,055	111,353,195
	5 社会福祉費	46,654,887	80,055	46,734,942
20 衛生費		23,284,451	220,245	23,504,696
	5 保健衛生費	10,779,991	220,245	11,000,236
40 土木費		32,127,607	10,300	32,137,907
	15 都市計画費	17,459,790	10,300	17,470,090
50 教育費		19,025,930	36,000	19,061,930
	25 市民体育費	1,757,323	36,000	1,793,323
歳 出 合 計		259,882,000	454,000	260,336,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 総務費	13 市民生活費	まちづくりセンター等維持補修費	千円 107,400

### 第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
齋 場 指 定 管 理 経 費	平成26年度から 平成29年度まで	780,000
橋本駅北口第1自転車駐車場、 橋本駅北口第2自転車駐車場、 橋本駅南口第1自転車駐車場、 橋本駅南口第2自転車駐車場 指 定 管 理 経 費	平成26年度から 平成31年度まで	504,940
相模原駅北口自転車駐車場、 相模原駅南口自転車駐車場、 矢部駅北口自転車駐車場、 淵野辺駅南口第1自転車駐車場、 淵野辺駅南口第2自転車駐車場 指 定 管 理 経 費	平成26年度から 平成31年度まで	609,360
相模大野駅北口自転車駐車場、 谷口北口自転車駐車場、 谷口南口自転車駐車場、 相模大野駅西側自転車駐車場、 相武台前駅北口自転車駐車場 指 定 管 理 経 費	平成26年度から 平成31年度まで	647,490

千円

## 第4表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額		
	補正前	補正	補正後
(教育債) 体育施設整備費	千円 5,800	千円 27,000	千円 32,800
(臨時財政対策債) 臨時財政対策	15,000,000	199,000	15,199,000
計	28,581,200	226,000	28,807,200

平成26年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度相模原市介護保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額40,098,000千円に歳入歳出それぞれ42,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,140,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 繰越金		千円 0	千円 42,000	千円 42,000
	5 繰越金	0	42,000	42,000
歳 入 合 計		40,098,000	42,000	40,140,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
35 諸支出金		千円 13,000	千円 42,000	千円 55,000
	5 償還金及び還付加算金	13,000	42,000	55,000
歳 出 合 計		40,098,000	42,000	40,140,000

平成 2 6 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 2 6 年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表債務負担行為」による。

平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

## 第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
橋本駅北口第1自動車駐車場、 橋本駅北口第2自動車駐車場 指 定 管 理 経 費	平成26年度から 平成31年度まで	千円 421,620
相模原駅自動車駐車場 指 定 管 理 経 費	平成26年度から 平成31年度まで	198,475
相模大野立体駐車場、 小田急相模原駅自動車駐車場、 相模大野駅西側自動車駐車場 指 定 管 理 経 費	平成26年度から 平成31年度まで	1,005,435

平成26年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度相模原市麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額58,700千円に歳入歳出それぞれ10,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		千円 40,175	千円 10,300	千円 50,475
	5 繰入金	40,175	10,300	50,475
歳 入 合 計		58,700	10,300	69,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費		千円 58,700	千円 10,300	千円 69,000
	5 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業費	58,700	10,300	69,000
歳 出 合 計		58,700	10,300	69,000

相模原市小児慢性特定疾病審査会条例について  
相模原市小児慢性特定疾病審査会条例を次のように制定する。

平成26年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市小児慢性特定疾病審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の4第1項の規定に基づき設置する相模原市小児慢性特定疾病審査会(以下「審査会」という。)の組織について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

提案の理由

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正に伴い、同法に基づき設置することとなる相模原市小児慢性特定疾病審査会について、その定数を定めたく提案するものである。

平成26年度相模原市一般会計補正予算(第4号)

平成26年度相模原市の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額260,336,000千円に歳入歳出それぞれ199,000千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260,535,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 県支出金		千円 11,903,288	千円 199,000	千円 12,102,288
	15 県委託金	1,253,313	199,000	1,452,313
歳入合計		260,336,000	199,000	260,535,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		千円 23,545,733	千円 199,000	千円 23,744,733
	15 選挙費	317,260	199,000	516,260
歳 出 合 計		260,336,000	199,000	260,535,000